

(別表) 直ちに要是正部を是正することが困難である場合の当面の措置例について

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(に) 判定基準	不適合条件	当面の措置
一 (二) 転落防止柵、侵入防止用仕切り板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること	140mm未満	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
			200mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
	外側版及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間	外側版及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が100mmを超えていること。	100mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
	ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること又は150mmをこえていること。	50mm未満	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
			150mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
	二 (四) 踏段上直部の障害物	障害物の状況	踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害部があること。	2,100mm以内